令和８年度「学校いじめ防止基本方針」

学　校　名	福岡県立　ありあけ新世高等　学校
課程又は教育部門	全日制課程

学校番号

73

１　本校におけるいじめ防止等のための目標

○いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　「いじめ防止対策推進法第２条」

（基本理念）「いじめ防止対策推進法第３条」

１　いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

２　いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

３　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

（学校いじめ防止基本方針）「いじめ防止対策推進法第１３条」

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

これらのことに基づき、本校では、次の重点目標を掲げ、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈本校の重点目標〉

（１）校内体制の整備

全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように、いじめ問題への組織的な対応体制を確立する。

（２）いじめ防止教育の推進

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにする。

（３）早期発見・対応

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護するとともに、迅速に誠意ある対応をする。

（４）地域社会との連携

学校、地域住民、家庭、その他の関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服する。

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはいつでも、どの学校でも、どの生徒にも起こりうることであり、「いじめは絶対に許されない行為」であるという基本的認識を踏まえて、全ての職員が一丸となって、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に組織的に取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事等に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行っていくことであり、関係機関等と連携して、道徳教育の充実を図っていく。

また、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、生徒自らが、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していくことができるように教育環境を整える。

さらに、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。また、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現のために、必要かつ適切な合理的配慮の提供を行う。

〈本校における取組〉

（１）いじめについての共通理解

「いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気の醸成を進め、また、十分理解させるよう、根気強い指導を徹底する。

（２）生徒の主体的な活動の推進

①　生徒会を中心に、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を推進する。

②　相談箱を設置して生徒同士で悩みを聞き合う活動など､生徒自身の主体的な活動を推進する。

③　ボランティアなどの主体的な活動を推進することにより､「自己有用感」を高める。

（３）いじめに向かわせない態度・能力の育成

①　運動・スポーツや読書、誰かへの相談などにより、ストレスに適切に対処できる力を育む。

②　自己有用感や自己肯定感を育む道徳教育、人権教育、生活体験・体験活動の充実を図る。

（４）授業改善

①　授業中に生徒の不安や不満が高められていないかという観点から、一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業づくりを基本とする。

②　心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事、特別活動等に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。

（５）部活動等におけるいじめ防止

①　部員間の人間関係を的確に把握し、よりよい人間関係が形成できるような活動内容及び方法を計画的に実施する。

②　いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法について、機会を捉えて顧問が指導を行う。

（６）いじめの防止等のための対策に係わる人材の確保

①　教職員の目が行き届き、生徒一人ひとりに対してきめ細かく対応できるように、教育環境を整備する。

②　心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者、弁護士など、専門家等の活用を推進する。

（７）いじめ防止等のための職員研修の実施

①　すべての教職員の共通認識を図るため、年間１回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

②　年度当初に、「学校いじめ防止基本方針」の共通理解のための校内研修を行うとともに、「チェックリスト」を作成・共有して、全職員で実施する。

③　校内研修について、年間計画に位置づける。

④　「障害者差別解消法」の主旨を踏まえ、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員へ正しい理解の促進を図るとともに、「合理的配慮」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現していく。さらに、多様性を認め合える集団づくりに努める。

（８）いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

保護者等に対し、いじめの問題やこの問題への取組について理解を促す啓発活動、保護者向けの研修会の開催など広報の充実を図る。

３　いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

（２）いじめの早期発見のための措置

①　毎月のアンケート調査を行い(いじめアンケート《記名式､無記名式》､学校生活アンケート)、内容については随時検討し見直す。
②　各学期における面談を実施し（二者面談、三者面談)、必要に応じて家庭訪問を行う。
③　保護者への協力を要請する（保護者用いじめチェックシートの活用、啓発パンフレットの配布)。
④　いじめに関する学校教職員全体での情報共有を行う。
⑤　定期的な取組体制の点検・評価をする。
⑥　保健室や相談室利用を周知し、生徒が日頃からいじめを訴えやすいようにする。
⑦　相談ポストを設置し、保健環境課で毎日確認する。
⑧　生徒に電話相談窓口の周知（啓発パンフレット配布など）を徹底する。
⑨　スクールカウンセラーや訪問相談員による相談日を設定、周知する。

４　いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

①　いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第２２条の「学校いじめ防止対策組織」を活用して行う。
②　いじめが疑われるような行為を確認した場合は、上記の「組織」を通じて事実確認を行い、いじめとして対応すべき事案かどうかを判断する。その際、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
③　心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。
④　インターネットやＳＮＳ等を利用したいじめに対して適切に対応するとともに、学校における情報モラル教育を積極的に進める。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見･通報を受けた場合には､特定の教職員で抱え込まず､速やかに組織的に対応し､被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、いじめの疑いのある事案を把握した段階で、ただちに県教育委員会へ管理職から第一報を行う。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、ＰＴＡ・保護者の協力、関係機関・専門機関等との連携のもとで取り組む。

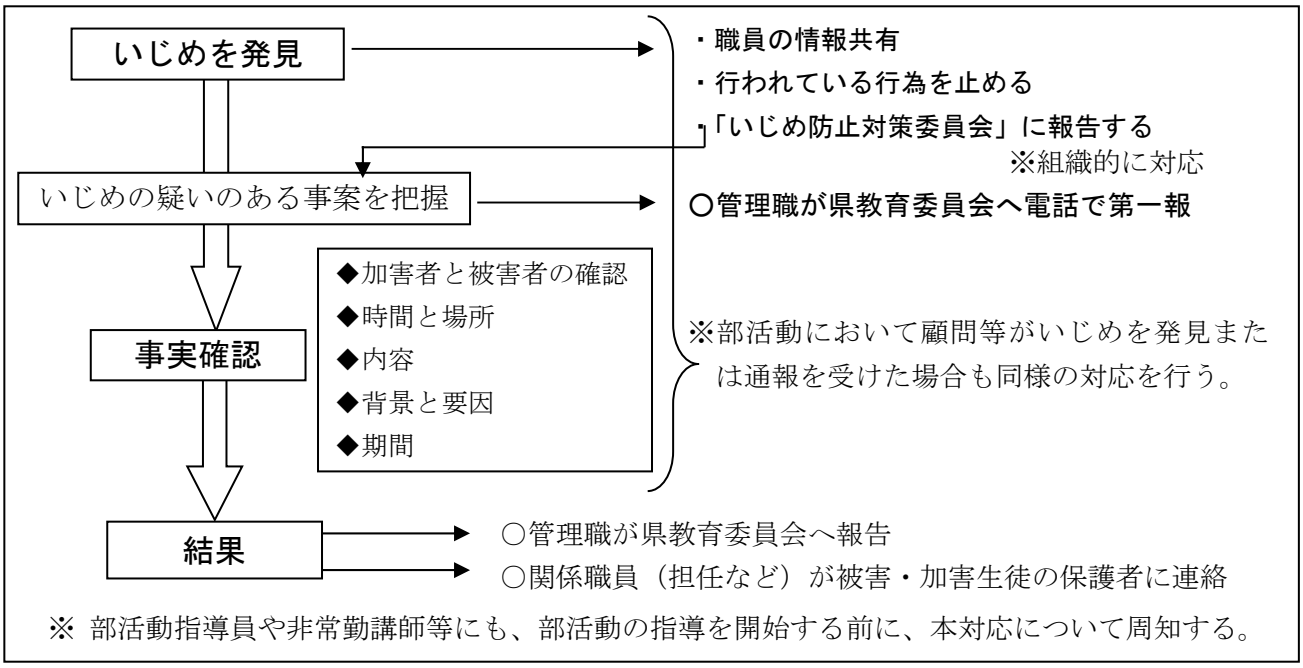

（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援

① いじめられた生徒の自尊感情を高めるように留意して、事実関係の聴取を行う。
② 発見したその日のうちに、家庭訪問等により迅速かつ適切に保護者に事実関係を伝える。
③ 当該生徒の不安をできる限り除去するとともに、寄り添い支える支援体制をつくる。
④ 当該生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう配慮し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
⑤ 状況に応じて、各分野における専門家や関係諸機関の協力を得る。
⑥ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要かつ適切な支援を行う。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

① 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒から事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
② 事実関係を聴取した後は、いじめた生徒の保護者と迅速に連携し、理解・納得を得た上で協力を求めるとともに、再発防止に向けて協議・助言を行う。
③ いじめた生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
④ 指導にあたり、教育委員会の指導・助言を受け、必要に応じてスクールカウンセラーなどの専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
⑤ 毅然とした態度で対応し、教育上必要があるときは、規定に基づき適切に懲戒を加えることも考える。
⑥ 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応していく。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

① いじめを見ていた生徒にも、自分の問題として捉えるよう促す。
② いじめに同調していた生徒には、それがいじめに加担する行為であることを理解させる。
③ 学級、学年もしくは学校全体の問題として捉えさせ、「傍観者」から「仲裁者」への転換を促す。

④　「いじめは絶対に許されない行為である」ことを理解させ、毅然とした態度で根絶しようとする姿勢を身につけさせる。

⑤　全ての生徒が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

（６）ネット上のいじめへの対応

①　ネット上の不適切な書き込み等については直ちに削除する措置をとる。

②　生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害に関する相談の受付など、関係諸機関の取組について周知する。

③　生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に支援を求める。

（７）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①　いじめの行為が少なくとも３か月以上止んでいる状態を目安とする。

②　被害生徒本人及びその保護者に対し、被害生徒がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないことを、面談等により確認する。

上記①②の要件を「いじめ防止対策委員会」で確認し、校長が判断する。

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第２８条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記１、２に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第２８条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（１）重大事態の発生と調査

①　その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、「いじめ防止対策委員会」を母体とした組織（「重大いじめ調査委員会」）を設置し調査を行う。

②　重大事案が発生した場合は、校長は事態発生について速やかに教育委員会を通じ県知事へ報告する。

③　調査は、専門的な知識及び経験を有し、当該事案と直接の人間関係・利害関係を有しない第三者の参加により公平性・中立性を確保する。

④　調査は事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものであり、事実に向きあうことで当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

（２）調査結果の提供及び報告

①　調査結果については、県指定の様式にて教育委員会を通じ県知事へ報告する。

② 調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等について、保護者へ適切に提供する。
③ 調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含める。
④ 情報提供に当たっては、プライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

６ いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称　　いじめ防止対策委員会

（２）いじめ防止対策推進法第２２条に係る組織の役割と機能

① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
② いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
④ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
⑤ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

（３）いじめ防止対策推進法第２８条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

① 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
② 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
③ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。
④ 調査は、専門的な知識及び経験を有し、当該事案と直接の人間関係・利害関係を有しない第三者の参加により公平性・中立性を確保する。

７ 学校評価

① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
② いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
③ 学校評価の中のいじめに関する項目については、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。
④ 学校評価において、いじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたＰＤＣＡサイクルに基づき行う。
⑤ 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート調査による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。